

「京の酒」づくり緊急支援事業実施要領

制 定 令和8年4月1日 8農産第340号 農林水産部長通知
一部改正 令和8年4月14日 8農産第398号 農林水産部長通知

第1 趣 旨

知事は、京都府産酒米による「京の酒」づくりの取組を振興するため、京都府産酒米の価格高騰により経営状況が圧迫している酒蔵が酒米の購入に要した経費並びに酒米生産者が行う酒米の収量及び品質の向上に資する取組に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の内容及び実施に必要な事項は、第3から第9に定めるほか、次に掲げる事業ごとにそれぞれの別表のとおりとする。

- (1) 酒米購入費支援事業 別表1
- (2) 酒米収量・品質向上支援事業 別表2

第3 交付申請

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、規則第5条の規定により、別表に定める補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

第4 交付決定

知事は、前項の交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助対象事業者に対して、規則第6条に規定する補助金の交付の決定を行うものとする。

第5 補助事業の変更

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により、あらかじめ各別表に定める変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の廃止又は中止
- (2) 補助事業者を構成する者の追加又は変更
- (3) 補助金額の増又は2割を超える減

(4) 事業内容の追加又は変更

第6 実績報告

補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の1月末日までに規則第13条により、別表に定める実績報告書を知事に提出するものとする。

第7 補助金の経理等

補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

第8 書類の提出

- 1 この要領に基づき知事に提出する書類は、別表1に定める事業は知事、別表2に定める事業はその主たる事業実施区域が所在する市町村長を経由するものとする。
- 2 市町村長は、前項の書類の提出があったときは、所管する京都府広域振興局長（ただし、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町にあっては知事）に提出するものとする。

第9 その他

規則及びこの要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月14日付け8農産第398号）

この要領は、令和8年4月14日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

(別表 1) 酒米購入費支援事業

事業内容	京都府産酒米の価格高騰により経営状況が圧迫されている酒蔵に対し、京都府産酒米購入価格の上昇分の一部を補助する。																		
対象品種	令和 7 年産の京都府産酒米のうち、次に掲げる品種 (1) 祝 (2) 五百万石 (3) 京の輝き及び京の輝きの契約数量を満たすために補填したその他うるち米 (以下「加工用米」という。)																		
補助対象事業者	1 京都府内に主たる生産・経営を有する酒蔵であって、京都府内産酒米を使用し、酒税法 (昭和 28 年法律第 6 号) 第 3 条の 7 に定める清酒を製造する者 2 その他知事が適当と認める者																		
補助額	令和 7 年産京都府産酒米購入単価の上昇分として、補助単価に購入数量を乗じて得た額																		
補助要件	1 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月末日までに納品されたものであること。 2 京都府酒造協同組合を通して契約・納品されたものであること。																		
補助単価等	1 補助単価 (単位は円/kg。1 kg 未満切捨) <table border="1" data-bbox="443 1025 1136 1227"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 等米</th> <th>2 等米</th> <th>3 等米</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>祝</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>五百万石</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>加工用米</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>				1 等米	2 等米	3 等米	祝	80	81	81	五百万石	99	100	100	加工用米	85	85	85
	1 等米	2 等米	3 等米																
祝	80	81	81																
五百万石	99	100	100																
加工用米	85	85	85																
	2 その他 国庫補助金又は他の府補助金との重複申請は行うことができないものとする。																		
提出様式	補助対象事業者又は補助事業者が事業実施に当たり提出する書類は、下表のとおりとする。																		
	交付申請	別記様式第 1 - 1 号 (交付申請書) 別紙 1 - 1 (事業計画書) その他必要な添付書類																	
	変更承認申請 (廃止又は中止)	別記様式第 1 - 2 号 (変更等承認申請書) 別紙 1 - 1 (事業計画書) その他必要な添付書類																	
	実績報告	別記様式第 1 - 3 号 (実績報告書) 別紙 1 - 2 (事業明細書) その他必要な添付書類																	

(別表 2) 酒米収量・品質向上支援事業

事業内容	酒米生産者が安定した収量を確保し、品質を向上させるために要する経費の一部を補助する。
対象品種	令和 8 年産の京都府産酒米のうち、次に掲げる品種 (1) 祝 (2) 五百万石 (3) 京の輝き
補助対象事業者	京都府内に主な生産・経営基盤を持つ者のうち、対象品種に掲げる品種を栽培している者
補助対象経費	令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに納品されたもので、令和 8 年産対象品種に使用する次に掲げる経費とする。 ただし、令和 7 年度米生産回復支援事業で申請されたほ場に係る経費は補助対象外とする。 また、消費税及び地方消費税についても補助対象外とする。 (1) 土壌改良資材の投入に係る経費（土壌改良資材代） (2) 追加の施肥に係る経費（肥料代） ※追肥の時期にケイ酸等の土づくり資材を用いた場合も補助対象とする。 (3) 高温等により発生が増えた病害虫に対する防除に係る経費（農薬代）
補助要件	事業実施年度の 12 月末日までに酒米の出荷が完了する取組であること。
補助率及び補助上限額等	1 補助率 1 / 2 以内 2 補助上限額 対象品種栽培面積 10 a 当たり 10,000 円（1 a 未満切捨） 3 その他 (1) 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額と補助上限額のいずれか低い額を補助金額とする。 (2) 交付申請の総額が予算額の上限に達した場合は、予算額に応じて按分した補助金を交付する。 (3) 国庫補助金又は他の府補助金との重複申請は行うことができないものとする。 (4) 当該年度に市町村等の補助事業と併用する場合は、「補助対象経費から市町村等が交付する補助金額を控除した額」又は（1）の補助金額のいずれか低い額を交付するものとする。

補助対象事業者又は補助事業者が事業実施に当たり提出する書類は、下表のとおりとする。

提出様式	交付申請	別記様式第 2 - 1 号 (交付申請書) 別紙 2 - 1 (事業計画書) その他必要な添付書類
	変更承認申請 (廃止又は中止)	別記様式第 2 - 2 号 (変更等承認申請書) 別紙 2 - 1 (事業計画書) 別紙 2 - 2 (ほ場一覧表) その他必要な添付書類
	実績報告	別記様式第 2 - 3 号 (実績報告書) 別紙 2 - 2 (ほ場一覧表) 別紙 2 - 3 (事業明細書) その他必要な添付書類